

## 学校感染症による出席停止について

学校では、下記のような感染症の疾患にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある場合には、出席停止の措置をとっています。この措置は、お子様に十分な休養をさせ、早く病気を治していただくとともに、他の児童への感染を防ぐためのものです。出席停止期間は、欠席日数には含まれません。

病気が治って登校する際には、下記の登校許可証に医師から証明をしていただき、担任まで提出してください。  
\*インフルエンザについては、この用紙ではなく、「インフルエンザ報告書」を使用してください。

	感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌、腸チフス パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他（ ）	病状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで

(令和5年1月版)

## 登 校 許 可 書

甲斐市立敷島小学校 \_\_\_\_\_ 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

○ 病名 ( )

○ 出席停止期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで

上記の感染症について、他への感染のおそれがないと認め、登校を許可します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名  
医師名

印